

### 3 官民比較関係

第34表 民間賃金が低い地域における官民給与の状況

	平成24年	平成25年	平成26年
12県を一つのグループとした官民給与の較差と全国の較差との率の差	△ 1.66	△ 2.52	△ 2.35

- (注) 1 平成24年及び平成25年の較差は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の額に基づくものである。
- 2 12県とは、「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)による所定内賃金(平成23年から平成25年までの3年平均)が低い青森県、岩手県、秋田県、山形県、鳥取県、島根県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県である。
- 3 12県の較差については、国家公務員の平均給与月額から地域手当の異動保障の額を除いて算定している。

第35表 高齢層従業員の年間賃金及び再任用職員の年間給与

その1 民間における高齢層従業員(60～64歳)の年間賃金 (平成25年賃金構造基本統計調査)

		企業規模	
		100人以上	10人以上
一般労働者 (産業計・男女計)	全 国	386万円	364万円
	大 都 市 圏	431万円	418万円
	大都市圏以外	341万円	320万円

- (注) 1 年間賃金は、「所定内給与額」及び「年間賞与その他特別給与額」の合計である。
- 2 「大都市圏」に含まれる都府県は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県である。

その2 公務における再任用職員の年間給与

	職務の級		
	2 級	3 級	4 級
行政職俸給表(一) フルタイム勤務職員	301万円	366万円	398万円

- (注) 年間給与は、俸給月額及び期末・勤勉手当の合計である。